

意見公募要領

1 意見公募対象

<省令案>

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

<告示案>

- (2) 昭和 51 年郵政省告示第 87 号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を改正する告示案
- (3) 平成 15 年総務省告示第 344 号（外国の無線局の無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 平成 24 年総務省告示第 426 号（電波法第 6 条第 7 項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成 24 年総務省告示第 435 号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成 24 年総務省告示第 471 号（周波数割当計画）の一部を変更する告示案
- (7) 平成 30 年総務省告示第 356 号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案
- (8) 平成 31 年総務省告示第 23 号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル 5 G の無線局の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (9) 令和元年総務省告示第 298 号（キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件）の一部を改正する告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

「第 5 世代移動通信システム（以下「5 G」といいます。）」は、様々な産業への応用や地域の課題を解決する切り札として期待されており、5 G の多岐に渡るニーズに応えるため、自治体や地域の企業などの様々な主体が柔軟に構築/利用可能な「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム（ローカル 5 G）の技術的条件等」について、令和元年 6 月に情報通信審議会情報通信技術分科会より一部答申を受け、総務省は令和元年 12 月 24 日に 28. 2-28. 3GHz について制度化し、免許申請の受付を開始しました。

今般、ローカル 5 G の使用周波数帯の拡張及び非同期運用の実現等に向けて、本年 7 月に情報通信審議会情報通信技術分科会より一部答申を受けました。

この結果を踏まえ、ローカル 5 G の使用周波数帯の拡張等について必要な制度整備を行うべく、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、意見募集を行

います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： landmobile-keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 へ

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5946

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年8月25日(火)から同年9月23日(水)まで(必着)

※郵送の場合、締切日の消印有効

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

- ・ 省令案等の全般（周波数割当計画以外）

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：大塚課長補佐、下地第二技術係長、岡村官

電 話：03-5253-5895

F A X：03-5253-5946

電子メールアドレス：landmobile-keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

- ・ 周波数割当計画の変更案

総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：伊藤周波数調整官、福川第二計画係長

電 話：03-5253-5875

F A X：03-5253-5940

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見